

# 令和3年度 第1回 岩村地域自治区運営協議会

日 時 令和3年4月28日(水) 19時00分  
場 所 岩村コミュニティセンター 大ホール

## 1. はじめに

## 2. 会長あいさつ

## 3. 恵那市議会議員あいさつ

## 4. 議 題

①岩村地域自治区運営協議会役員改選について <P2～P3>

②岩村地域自治区運営協議会規約の一部改正について <P4～P13>

③令和2年度事業報告並びに収支決算報告について <P14～P17>

④令和3年度事業計画案並びに収支予算案について <P18～P21>

⑤空き家対策に関するがやがや会議の開催について <P22～P24>

## 5. 報告事項等

①新型コロナウイルスワクチン接種について <P25>

②ふるさと納税及び販売誘客サイト「アエル」について <P26～P32>

③令和3年恵那市成人式の開催について <P33>

④恵那市太陽光発電設備設置に関する条例の見直しについて<P34～P39>

## 6. その他

## 令和3年度岩村地域自治区運営協議会名簿及び部会案

NO	団体等名	氏名	部会(案)	備考
1	恵那市観光協会岩村支部	松井 宏次	訪れたいまち部会	
2	岩邑知新の会	瀬戸 利之	訪れたいまち部会	
3	恵南商工会岩村地域委員会	山村 善保	訪れたいまち部会	
4	NPO 農村景観日本一を守る会	西尾 秋治	訪れたいまち部会	
5	城下町ホットいわむら	加藤 哲也	訪れたいまち部会	
6	恵南商工会岩村青年部	竹内 雄城	訪れたいまち部会	
7	恵南商工会岩村青年部	松浦 陽平	訪れたいまち部会	
8	富田をよくする会	山本 耕嗣	訪れたいまち部会	
9	恵南商工会岩村女性部	鈴木 明美	訪れたいまち部会	
10	岩村町交流協会	渡曾 延彦	訪れたいまち部会	
11	識見を有する者	西尾 公男	訪れたいまち部会	
12	岩村城下町まちなみ保存会	後藤 俊彦	住み続けたいまち部会	
13	城下町ホットいわむら	佐々木 繁典	住み続けたいまち部会	
14	岩村町自治連合会	鈴木 繁生	住み続けたいまち部会	
15	恵南商工会岩村青年部	鈴木 正臣	住み続けたいまち部会	
16	岩村町自主防災隊	鈴木 孝司	住み続けたいまち部会	
17	岩村商店会	松浦 史和	訪れたいまち部会	
18	岩村民生委員・児童委員会	伊佐地 陽一	住み続けたいまち部会	
19	恵那市社会福祉協議会岩村支部	中根 敏雄	住み続けたいまち部会	
20	岩村町食生活改善連絡協議会	山本 さちよ	住み続けたいまち部会	
21	識見を有する者	宮澤 博光	住み続けたいまち部会	
22	岩村町文化財保護協会	森川 彰夫	住み続けたいまち部会	
23	恵那市交通安全協会岩村支部	浅野 信之	笑顔あふれるまち部会	
24	城下町ホットいわむら	小栗 廣泰	笑顔あふれるまち部会	
25	城下町ホットいわむら	佐々木 繁典	笑顔あふれるまち部会	
26	NPO いわむら一斎塾	鈴木 隆一	笑顔あふれるまち部会	
27	佐藤一斎顕彰会	長谷川 哲郎	笑顔あふれるまち部会	
28	恵南商工会岩村青年部	梅田 慎一	笑顔あふれるまち部会	
29	岩村町文化振興会	伊藤 応二	笑顔あふれるまち部会	
30	岩村町体育協会	三宅 祥市	笑顔あふれるまち部会	
31	スポーツネットいわむら	藤井 孝司	笑顔あふれるまち部会	
32	何か楽しい事やろまいかとみだ	片桐 祐介	笑顔あふれるまち部会	
33	岩邑小学校	大島 明浩	笑顔あふれるまち部会	
34	岩邑中学校	丸山 成之	笑顔あふれるまち部会	

## 岩村地域自治区運営協議会役員改選について

任期：令和3年4月～令和5年3月（2年間）

役職名	氏名	備考
会長		
副会長		
副会長		
会計		
監査		
監査		
訪れたいまち部会部会長		
訪れたいまち部会副部会長		
住み続けたいまち部会部会長		
住み続けたいまち部会副部会長		
笑顔あふれるまち部会部会長		
笑顔あふれるまち部会副部会長		
会長推薦（3名以内）		
会長推薦（3名以内）		
会長推薦（3名以内）		

## 岩村地域自治区運営協議会規約の一部改正について

### 1. 改正理由

令和元年4月1日に現行規約が施行され、2年間が経過しようとする中、これまでの地域自治区運営協議会の運営を鑑み、一部改正するもの。

### 2. 主な改正点

- 執行役員会と役員会を役員会に統一
- 章立て
- 各会議（総会・役員会・部会）の明確化

改正後	改正前
<b>第1章（総則）</b>	
第1条（名称）	第1条（名称）
第2条（事務所）	第2条（事務所）
第3条（目的）	第3条（目的）
第4条（事業）	第4条（組織）
第5条（構成員）	第5条（役割）
第6条（任期）	第6条（構成員）
<b>第2章（役員）</b>	第7条（任期）
第7条（役員）	第8条（役員）
第8条（役員の職務）	第9条（役員の役割）
<b>第3章（会議）</b>	第10条（執行役員会・定例会）
第9条（会議）	第11条（定例会・臨時会及び情報公開）
第10条（総会）	第12条（会計）
第11条（総会の機能）	第13条（庶務）
第12条（総会の開催）	第14条（その他）
第13条（総会の招集）	
第14条（総会の議決等）	
第15条（役員会）	
第16条（役員会の機能）	
第17条（役員会の招集等）	
第18条（部会）	
第19条（部会の機能）	
第20条（部会の招集等）	
<b>第4章（会計・庶務）</b>	
第21条（総会・役員会・部会の議事録及び情報公開）	
第22条（会計）	
第23条（庶務）	
第24条（その他）	

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>第1章 総則</b></p> <p>(名称) 第1条 本団体は、岩村地域自治区運営協議会（以下「運営協議会」と言う。）と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 運営協議会の事務所は、岩村振興事務所内に置く。</p> <p>(目的) 第3条 運営協議会は、恵那市地域自治区条例第6条の規定に基づき設置し、自らの人員及び財政の範囲において、岩村地域の自治力を強化し、特性を生かした地域力の向上に努め、地域課題の解決に取り組み、地域内各種団体等との連携を図り、地域住民が暮らしやすい自治活動を進めていく事を目的とする。</p> <p>(事業) 第4条 <u>第2条の目的を達成するために次のことを行う。</u>            (1) 地域計画の策定及び進行管理            (2) 地域計画の目標を達成するための事業実施計画の企画、立案、実行、管理、検証            (3) 地域内各種団体の連携調整と育成及び支援            (4) 自治活動に係る学習機会の提供及び調査研究            (5) 地域間での連携及び調整            (6) 情報の発信と収集            (7) 交付金、補助金に関する情報提供と執行管理            (8) その他運営協議会の目的達成に必要な活動</p>	<p>(名称) 第1条 本団体は、岩村地域自治区運営協議会（以下「運営協議会」と言う。）と称する。</p> <p>(事務所) 第2条 運営協議会の事務所は、岩村振興事務所内に置く。</p> <p>(目的) 第3条 運営協議会は、恵那市地域自治区条例第6条の規定に基づき設置し、自らの人員及び財政の範囲において、岩村地域の自治力を強化し、特性を生かした地域力の向上に努め、地域課題の解決に取り組み、地域内各種団体等との連携を図り、地域住民が暮らしやすい自治活動を進めていく事を目的とする。</p>

新	旧
<p>(組織)</p> <p><u>第4条</u> 運営協議会は、運営のために執行役員会、役員会及び次の部会を設置し、地域自治活動の推進にあたる。</p> <p>(1) <u>訪れたいまち部会</u></p> <p>(2) <u>住み続けたいまち部会</u></p> <p>(3) <u>笑顔あふれるまち部会</u></p> <p>2 各部会には、必要に応じて分科会を置くことができる。</p> <p>3 <u>運営協議会の意志決定は、執行役員及び各部会の部長、副部長、会長が推薦する若干名の合議により行われるものとする。</u></p> <p>(役割)</p> <p><u>第5条</u> 執行役員会は、役員会に提案する議案等について検討し提案する。執行役員会は、各部会の調整を図り、運営協議会を統括する。</p> <p>2 役員会は、<u>第3条の目的を達成するために下記の事項について合議を行い、自治活動を総合的に管理的に管理していく役割を担う。</u></p> <p>(1) <u>地域計画の策定及び進行管理</u></p> <p>(2) <u>地域計画の目標を達成するための事業実施計画の企画、立案、実行、管理、検証</u></p> <p>(3) <u>地域内各種団体の連携調整と育成及び支援</u></p> <p>(4) <u>自治活動に係る学習機会の提供及び調査研究</u></p> <p>(5) <u>地域間での連携及び調整</u></p> <p>(6) <u>情報の発信と収集</u></p> <p>(7) <u>交付金、補助金に関する情報提供と執行管理</u></p> <p>(8) <u>その他運営協議会の目的達成に必要な活動</u></p> <p>(構成員)</p> <p><u>第5条</u> 運営協議会の構成員は、岩村地域の各種団体が推薦する者</p>	<p>(組織)</p> <p><u>第4条</u> 運営協議会は、運営のために執行役員会、役員会及び次の部会を設置し、地域自治活動の推進にあたる。</p> <p>(1) <u>訪れたいまち部会</u></p> <p>(2) <u>住み続けたいまち部会</u></p> <p>(3) <u>笑顔あふれるまち部会</u></p> <p>2 各部会には、必要に応じて分科会を置くことができる。</p> <p>3 <u>運営協議会の意志決定は、執行役員及び各部会の部長、副部長、会長が推薦する若干名の合議により行われるものとする。</u></p> <p>(役割)</p> <p><u>第5条</u> 執行役員会は、役員会に提案する議案等について検討し提案する。執行役員会は、各部会の調整を図り、運営協議会を統括する。</p> <p>2 役員会は、<u>第3条の目的を達成するために下記の事項について合議を行い、自治活動を総合的に管理的に管理していく役割を担う。</u></p> <p>(1) <u>地域計画の策定及び進行管理</u></p> <p>(2) <u>地域計画の目標を達成するための事業実施計画の企画、立案、実行、管理、検証</u></p> <p>(3) <u>地域内各種団体の連携調整と育成及び支援</u></p> <p>(4) <u>自治活動に係る学習機会の提供及び調査研究</u></p> <p>(5) <u>地域間での連携及び調整</u></p> <p>(6) <u>情報の発信と収集</u></p> <p>(7) <u>交付金、補助金に関する情報提供と執行管理</u></p> <p>(8) <u>その他運営協議会の目的達成に必要な活動</u></p> <p>(構成員)</p> <p><u>第6条</u> 運営協議会の構成員は、岩村地域の各種団体が推薦する者に</p>

新	旧
<p>により構成される。構成員及び役員の報酬は支給しないとする事ができる。</p> <p>2 各種団体とは以下の団体を言う。その団体の数については、その公共性を充分協議のうえ、運営協議会の議決で増加及び減少させることができる。</p> <p>(1) (一社) 恵那市観光協会岩村支部  (2) 岩邑知新の会  (3) 恵南商工会岩村地域委員会  (4) 岩村城下町まちなみ保存会  (5) 恵那市交通安全協会岩村支部  (6) NPO 農村景観日本一を守る会  (7) 城下町ホットいわむら  (8) NPO いわむら一斎塾  (9) 岩村町自治連合会  (10) 恵南商工会岩村青年部  (11) 富田をよくする会  (12) 岩村町自主防災隊  (13) 岩村商店会  (14) 岩村民生委員・児童委員会  (15) 佐藤一齋顕彰会  (16) 恵那市社会福祉協議会岩村支部  (17) 岩村町文化振興会  (18) 岩村町体育協会  (19) 岩村町食生活改善連絡協議会  (20) スポーツネットいわむら  (21) 何か楽しい事やろまいかとみだ  (22) 恵南商工会岩村女性部</p>	<p>により構成される。構成員及び役員の報酬は支給しないとする事ができる。</p> <p>2 各種団体とは以下の団体を言う。その団体の数については、その公共性を充分協議のうえ、運営協議会の議決で増加及び減少させることができる。</p> <p>(1) (一社) 恵那市観光協会岩村支部  (2) 岩邑知新の会  (3) 恵南商工会岩村地域委員会  (4) 岩村城下町まちなみ保存会  (5) 恵那市交通安全協会岩村支部  (6) NPO 農村景観日本一を守る会  (7) 城下町ホットいわむら  (8) NPO いわむら一斎塾  (9) 岩村町自治連合会  (10) 恵南商工会岩村青年部  (11) 富田をよくする会  (12) 岩村町自主防災隊  (13) 岩村商店会  (14) 岩村民生委員・児童委員会  (15) 佐藤一齋顕彰会  (16) 恵那市社会福祉協議会岩村支部  (17) 岩村町文化振興会  (18) <u>飯羽間区財産管理組合</u>  (19) 岩村町体育協会  (20) 岩村町食生活改善連絡協議会  (21) スポーツネットいわむら  (22) 何か楽しい事やろまいかとみだ  (23) 恵南商工会岩村女性部</p>

新	旧								
<p>(23) 岩邑小学校  (24) 岩邑中学校  (25) 岩村町文化財保護協会  (26) 岩村町交流協会  (27) 識見を有する者  (28) 会長が推薦する者  (29) 公募による者</p> <p>(任期)</p> <p><u>第6条</u> 構成員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 構成員に欠員が生じた場合、所属団体から後任の構成員を推薦するものとする。後任の構成員の任期は前任者の残存期間とする。</p> <p>(役員)</p> <p><u>第7条</u> <u>運営協議会に以下の役員を置き、第4条に規定する構成員の互選によりこれを定める。</u>  <u>但し、部会長及び副部会長は、各部会構成員の互選によるものとする。</u></p>	<p>(24) 岩邑小学校  (25) 岩邑中学校  (26) 岩村町文化財保護協会  (27) 岩村町交流協会  (28) 識見を有する者  (29) 会長が推薦する者  (30) 公募による者</p> <p>(任期)</p> <p><u>第7条</u> 構成員の任期は原則2年とし、再任を妨げない。<u>但し、2期迄とする。</u></p> <p>2 構成員に欠員が生じた場合、所属団体から後任の構成員を推薦するものとする。後任の構成員の任期は前任者の残存期間とする。</p> <p>(役員)</p> <p>第8条 運営協議会は、毎年4月に構成員を招集して全体会議を開催し、事業計画を策定する。役員改選が必要な年度においては、構成員の互選により次の役員を選任する。  但し、部会長及び副部会長は、各部会構成員の互選によるものとする。</p> <p>執行役員会</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 会長</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>(2) 副会長</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>(3) 会計</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>(4) 監査役</td> <td>2名</td> </tr> </table> <p>役員会</p>	(1) 会長	1名	(2) 副会長	2名	(3) 会計	1名	(4) 監査役	2名
(1) 会長	1名								
(2) 副会長	2名								
(3) 会計	1名								
(4) 監査役	2名								



新	旧
<p>(1) 会長 1名  (2) 副会長 2名  (3) 会計 1名  (4) <u>監事</u> 2名  (5) 部会長 各1名  (6) 副部会長 各1名  (7) 会長が推薦する者</p> <p>2 役員の任期は2年とする。役員に欠員生じた場合、再度互選により選任する。後任の役員の任期は前任者の残存期間とする。</p> <p>(役員の<u>職務</u>)</p> <p><u>第8条</u> 役員の<u>職務</u>は次に定めるところとする。  (1) 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理すると共に岩村地域自治区を代表し、恵那市地域自治区会長会議に出席する。会長は、報告が必要な場合は、同会長会議の議事内容をその後開催される直近の<u>役員会</u>において報告するものとする。  (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故及び真にやむを得ない事情あるときは、会長が予め指名した順序によってその職務を代行する。  (3) 会計は、運営協議会の会計事務を担当する。会計収支は書面により、会長、副会長1名の承認を得たうえで行う。  (4) <u>監事</u>は、運営協議会の会計、資産及び執行状況を監査し、通常総会に監査報告を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>第3章 会議</b></p> <p>(会議)</p> <p><u>第9条</u> 運営協議会の会議は、総会、役員会及び部会とする。  2 会議は原則としてすべて公開とする。</p>	<p>(1) 会長 1名  (2) 副会長 2名  (3) 会計 1名  (4) <u>監査役</u> 2名  (5) 部会長 各1名  (6) 副部会長 各1名  (7) 会長が推薦する者 <u>3名以内</u></p> <p>2 役員の任期は2年とする。役員に欠員生じた場合、再度互選により選任する。後任の役員の任期は前任者の残存期間とする。</p> <p>(役員の<u>役割</u>)</p> <p><u>第9条</u> 役員の<u>役割</u>は次に定めるところとする。  (1) 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理すると共に岩村地域自治区を代表し、恵那市地域自治区会長会議に出席する。会長は、報告が必要な場合は、同会長会議の議事内容をその後開催される直近の<u>定例会</u>において報告するものとする。  (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故及び真にやむを得ない事情あるときは、会長が予め指名した順序によってその職務を代行する。  (3) 会計は、運営協議会の会計事務を担当する。会計収支は書面により、会長、副会長1名の承認を得たうえで行う。  (4) <u>監査役</u>は、運営協議会の法令及び経理を監査する。その経理監査は、税務面及び会計面両面を行う。</p> <p style="text-align: center;"><b>(執行役員会・定例会)</b></p> <p><u>第10条</u> 執行役員会は、毎月1回の開催を基本とし、全役員の数から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は</p>

新	旧
<p>(総会)  第10条 総会は、運営協議会の最高議決機関とする。  2 総会の種別は通常総会と臨時総会とする。  (総会の機能)  第11条 総会は次の事項を議決する。  (1) 地域自治区総合計画の承認及び変更  (2) 事業計画案及び予算案  (3) 事業報告及び決算  (4) 規約の改正  (5) 役員を選任、解任及び承認  (6) その他総会に付すべき事項  (総会の開催)  第12条 通常総会は毎年度決算終了後2か月以内に開催する。  2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合または構成員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合。  (総会の招集)  第13条 総会は、会長が招集する。  (総会の議決等)  第14条 総会の議長は、会長が行う。会長に事故があるときは、副会長が部会長の職務を代理する。  2 総会は、構成員の過半数の出席(委任状含む)をもって成立する。  3 総会の議決は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場</p>	<p>10日以内に開催しなければならぬ。また、協議すべき案件なき場合等は、会長の判断で休会とすることができる。  2 執行役員会は、次の項目について協議し、役員会で合議する。  (1) 規約の変更  (2) 事業計画及び事業報告  (3) 予算及び決算  (4) 第5条に掲げる項目の事前協議  (5) 定例会及び臨時会で議決した案件の執行に関する事項  (6) その他役員会運営に必要な事項  3 執行役員会は、恵那市から検討を要請された案件が当会で議案として取り上げらるべきかを事前に協議の上、役員会に提案する。  4 執行役員会は、役員会で協議された案件が恵那市又は恵那市長宛に意見具申すべきものである場合は、書面を作成し、恵那市長宛に恵那市長宛に会長名で提出するものとする。  5 案件が分科会を開いて検討することが適当な場合は、適宜分科会を組織する事ができる。その委員の選任は、運営協議会の意見を聴取のうえ会長が選任する。  6 役員会は、毎月1回に定例開催を基本とし、案件なき場合は会長の判断で休会とすることができる。会議の議長は、会長が務めるものとする。定例会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開催日の10日前までに文書をもって通知しなければならぬ。  7 役員会の定例会は、役員の過半数の出席で成立し、議事は、議長を除く出席役員の過半数をもって決するものとする。可否同数の場合は議長の決するところとする。  8 やむを得ない理由の為定例会に出席できない役員は、他の役員を代理人として書面により表決を委任できるものとする。この場合における前項の適用については、その役員は出席者と見做す。</p>

新	旧
<p><u>合は議長の決するところによる。</u></p> <p><u>(役員会)</u></p> <p><u>第15条 運営協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するために、役員会を設置する。</u></p> <p><u>2 役員会は第6条で定める役員をもって構成する。</u></p> <p><u>(役員会の機能)</u></p> <p><u>第16条 役員会は、次の事項を審議する。</u></p> <p><u>(1) 総会に付議する事項</u></p> <p><u>(2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項</u></p> <p><u>(3) 恵那市地域自治区会長会議からの依頼事項</u></p> <p><u>(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項</u></p> <p><u>(役員会の招集等)</u></p> <p><u>第17条 役員会は、原則として毎月1回会長が招集する。</u></p> <p><u>2 会長は、前項の規定にかかわらず、必要と認めるときは役員会を招集することができる。</u></p> <p><u>3 役員会の議長は、会長が行う。会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代理する。</u></p> <p><u>4 役員会の定例会は、役員の過半数の出席をもって成立し、議事は、議長を除く出席役員の過半数をもって決するものとする。可否同数の場合は議長の決するところとする。</u></p> <p><u>5 役員会に出席できない役員は、他の役員を代理人として書面により表決を委任できるものとする。</u></p> <p><u>6 会長は、役員会の4分1以上の者から会議招集の請求がある場合は、その請求のあった日から30日以内に会議を招集しなければな</u></p>	<p><u>9 会長は、役員会の4分1以上の者から会議招集の請求がある場合は、その請求のあった日から30日以内に会議を招集しなければならない。この場合の議決要件は前項に準ずるものとする。</u></p> <p><u>10 会長は、合議上必要があると認めるときは、役員会以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。</u></p> <p><u>11 会議は公開を原則とするが、議長が必要と認める時は会議に諮らうたうえで非公開とすることができる。</u></p>

新	旧
<p><u>らない。</u></p> <p>(部会)</p> <p><u>第18条 会長は、第4条に定める活動等に関し詳細な検討を行う場合に部会を設置することができる。</u></p> <p><u>2. 部会は第5条で定める構成員をもって構成する。</u></p> <p><u>3. 部会に部会長と副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。</u></p> <p>(部会の機能)</p> <p><u>第19条 部会は、次の事項を審議する。</u></p> <p><u>(1) 地域自治区総合計画の施策及び行動計画の立案</u></p> <p><u>(2) 地域自治区総合計画の推進に関する事項</u></p> <p><u>(3) 会長からの依頼事項</u></p> <p>(部会の招集等)</p> <p><u>第20条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。</u></p> <p><u>2 部会の議長は、部会長が行う。部会長に事故があるときは、副部会長が部会長の職務を代理する。</u></p> <p><u>3 部会長が必要と認める時は、第18条で定める部会員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。</u></p> <p>(総会・役員会・部会の議事録及び情報公開)</p> <p><u>第21条 総会・役員会・部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。議事録は、会長が指名した者が作成する。</u></p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 構成員の現在数及び出席者数 (表決委任者を含む)</p>	<p>(定例会・臨時会の議事録及び情報公開)</p> <p>第11条 定例会及び臨時会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。議事録は、会長が指名した者が作成する。</p> <p>(1) 日時及び場所</p> <p>(2) 構成員の現在数及び出席者数 (表決委任者を含む)</p>

新	旧
<p>(3) 開催目的、審議事項及び議決事項  (4) 議事の経過の概要及びその結果  2 <u>総会・役員会・部会</u>の内容及び運営等に関する情報については、役員が構成団体に對して積極的に公開するように努めるものとする。</p> <p>(会計)  <u>第22条</u> 運営協議会の経費は、市からの交付金、補助金及びその他収入をもって充てる。  2 会計及び事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。</p> <p>(庶務)  <u>第23条</u> 運営協議会の庶務は 岩村振興事務所職員及び会長が依頼する者において処理する。</p> <p>(その他)  <u>第24条</u> この規約に定めるものその他運営協議会の運営等に必要なる事務的事項は役員会において決定する。</p> <p>附則  この規約は、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>附則  この規約は、令和3年4月1日から適用する。</p>	<p>(3) 開催目的、審議事項及び議決事項  (4) 議事の経過の概要及びその結果  2 定例会及び臨時会の内容及び運営等に関する情報については、役員が構成団体に對して積極的に公開するように努めるものとする。</p> <p>(会計)  第12条 運営協議会の経費は、市からの交付金、補助金及びその他収入をもって充てる。  2 会計及び事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。</p> <p>(庶務)  第13条 運営協議会の庶務は 岩村振興事務所職員及び会長が依頼する者において処理する。</p> <p>(その他)  第14条 この規約に定めるものその他運営協議会の運営等に必要なる事務的事項は役員会において決定する。</p> <p>附則  この規約は、平成31年4月1日から適用する。</p>

## 令和2年度岩村地域自治区運営協議会事業報告

### 1. 地域計画の見直し

令和元年度から地域計画の見直しを行い、令和2年度では中間素案に対するパブリックコメント意見について協議を行い、地域自治区運営協議会で最終案を取りまとめた。計画書は令和3年4月に全世帯に配布を行い、計画の周知を図った。(別添参照)

### 2. 旧岩村振興事務所の活用方法

令和元年度から継続的に協議を行い、「生涯学習及び恵那市が誇る先人顕彰の拠点施設」と「歴史・文化を活かした拠点施設」で最終案を取りまとめた。この最終案を提言書としてまとめ、令和2年8月31日に市長へ提言した。

### 3. いわむらグランドデザイン<観光まちづくり指針>の見直し

地域自治区運営協議会役員会でこれまでの進捗状況を説明し、見直しの策定方針を決定。策定委員会のメンバーまで決定したが、その後新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言等により会議の開催が困難となり、令和3年度に策定作業を延期することとなった。

### 4. 会議の開催

令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、年度初めの会議を延期し、また年度後半は中止せざるをえない状況となり、総会1回、役員会7回の開催となった。(詳細は次ページ)

### 5. 地域広報紙「ホットいわむらだより」の発行

令和2年度は岩村のまちづくりに関する情報をより多くの住民の方に関心をもって読んでいただけることを目的にリニューアル(全ページフルカラーと毎月発行)とした。また、地元企業等のPRと財源確保を目的に有料広告を令和3年4月号から始めることとした。

### 6. まちづくり活動補助金等の公募選定

#### ①地域のまちづくり活動補助金の助成団体を公募選考

9月に公募→地域自治区運営協議会役員会で選考→5事業選定

※ソフト事業で1事業上限50万円。最大5事業まで

#### ②岩村町ふるさと恵那応援寄付金活用活動補助金交付要綱を制定

寄付金を公平・公正に有効活用するため要綱を制定。R3年9月公募予定。

7. その他

①ふるさと恵那応援寄付金（岩村町を応援）のPR  
チラシの作成及びPR（全戸配布等）

【これまでの実績】

（単位：円）

年度等	積立金額 ①	累計金額 ②	活用金額 ③	差引残高 ④ (③-②)
H28	50,000	50,000		50,000
H29	377,000	427,000		427,000
H30	640,000	1,067,000		1,067,000
R元	1,352,000	2,419,000	500,000	1,919,000
R2	1,485,000	3,404,000	150,000	3,254,000

②城下町クリーンステーションの開所

令和2年12月に資源回収ステーションを岩村コミセン駐車場内に開所。

<令和2年度会議等開催実績>

日付	内容	備考
6月18日（木）	第1回岩村地域自治区運営協議会役員会	
7月21日（火）	第1回岩村地域自治区運営協議会全体会	
8月18日（火）	第2回岩村地域自治区運営協議会役員会	
8月31日（月）	【市長への提言】旧岩村振興事務所活用方法	
9月16日（水）	第3回岩村地域自治区運営協議会役員会	
10月22日（木）	第4回岩村地域自治区運営協議会役員会	
11月20日（金）	第5回岩村地域自治区運営協議会役員会	
12月6日（日）	城下町クリーンステーション開所式	
12月18日（金）	第6回岩村地域自治区運営協議会役員会	
3月17日（水）	第7回岩村地域自治区運営協議会役員会	

## 令和2年度岩村地域自治区運営協議会決算書

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	比較	備考
1. 市交付金	1,520,000	1,520,000	0	岩村地域自治区活動交付金
2. 市補助金	2,113,000	2,213,000	▲ 100,000	恵那市地域のまちづくり活動補助金 1,950 三学のまちづくり支援事業補助金 163 地域防災組織活動補助金 100
3. 雑収入	1,000	20,041	▲ 19,041	大型プリンター印刷代、利息
			0	
合計	3,634,000	3,753,041	▲ 119,041	

支出

項目	予算額	決算額	比較	備考
1. 人件費	652,000	545,160	106,840	職員給料1名分
2. 需用費	706,000	844,862	▲ 138,862	ホット便り、総合計画書、回収ステーションパンフ
3. 役務費	120,000	119,028	972	インターネット手数料、切手代等
4. 使用料	13,000	12,672	328	印刷機再リース料、
5. 報償費	0	8,000	▲ 8,000	資源回収ステーションネーミング賞品
6. 負担金	30,000	4,000	26000	環境対策協議会、南部幹線道路促進協議会
7. 補助金	2,213,000	2,213,000	0	①～⑧の計
	500,000	500,000	0	①町並みの賑わい創出・地域活性化事業
	100,000	100,000	0	②いわむら（岩村城跡）景観対策事業
	450,000	450,000	0	③交流人口拡大・活性化事業
	300,000	300,000	0	④体験プログラム「いわむら五っこ」提供事業
	380,000	380,000	0	⑤こども塾事業
	220,000	220,000	0	⑥歴史文化の伝承・保存事業
	163,000	163,000	0	⑦三学のまちづくり支援事業 ※全額返金
	100,000	100,000	0	⑧地域防災組織活動事業
合計	3,734,000	3,746,722	▲ 12,722	

収入3,753,041円－支出3,746,722円＝6,319円（次年度繰越金）

決算書及び証拠書類を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和3年4月16日

監事 後藤 俊彦 (印)  
監事 鈴木 敏之 (印)



令和2年度岩村地域自治区運営協議会決算書

(資源回収ステーション特別会計)

収入

(単位：円)

項目	予算額	決算額	比較	備考
1. 販売収入	0	85,010	▲ 85,010	12月～3月分
2. 市補助金	0	89,478	▲ 89,478	12月～3月分
合計	0	174,488	▲ 174,488	

支出

項目	予算額	決算額	比較	備考
分配金	0	69,795	▲ 69,795	小学校 4/10
分配金	0	69,795	▲ 69,795	中学校 4/10
分配金	0	34,898	▲ 34,898	地域自治区 2/10
合計	0	174,488	▲ 174,488	

収入174,488円－支出174,488円＝ 0円 (次年度繰越金)

決算書及び証拠書類を監査した結果、適正に処理されていることを認めます。

令和3年4月16日

監事 後藤俊彦 (印)

監事 鈴木敏之 (印)

令和2年度回収実績

	12月	1月	2月	3月	回収量	販売金額
ダンボール	1,090	1,020	1,820	1,620	5,550	22,200
雑誌	920	3,090	1,230	1,580	6,820	20,460
新聞・チラシ	980	2,130	1,695	1,740	6,545	26,180
雑がみ	190	310	270	475	1,245	2,490
アルミ缶	44	96	82	120	342	13,680
回収量	3,224	6,646	5,097	5,535	20,502	85,010
販売金額	13,180	26,330	21,570	23,930		
奨励金	14,036	28,444	22,008	24,990	-	89,478
収入合計	27,216	54,774	43,578	48,920	-	174,488

ダンボール4円 雑誌3円 新聞4円 アルミ缶40円 雑がみ2円

## 令和3年度岩村地域自治区運営協議会事業計画（案）

### 1. 岩村地域自治区総合計画の進行管理

3つの柱「訪れたいまち」、「住み続けたいまち」、「笑顔あふれるまち」の推進。

#### 【関連】

- ・まちづくり活動補助金申請事業の選定  
公募（8月）→審査（9月）→市へ申請（12月）→市審査（2月）  
※1地域5事業まで申請可能。1事業の補助金上限額50万円
- ・ふるさとえな応援寄付金活用事業の選定  
公募（8月）→審査（9月）→予算計上（11月）
- ・旧岩村振興事務所の活用  
令和2年度に地域自治区運営協議会から市長へ提言。令和3年度市予算で調査費が予算化されたため、これに伴う調整等。

### 2. いわむらグランドデザイン〈観光まちづくり指針〉（2014～2033）の見直し

地域計画、岩村城跡保存整備基本構想、恵那市観光ビジョン、恵那市歴史的風致維持向上計画、リニアまちづくり基本構想等との整合性を図りながら見直しを行う。

### 3. 空き家・空き店舗対策

人口減少等に伴う空き家の増加を鑑み、地域自治区運営協議会としての空き家対策について検討を行う。

### 4. 自治会加入率の向上

岩村町は自治会加入率が市内13地域で最も低く、さまざまな地域コミュニティ活動（まちづくり行事、防災、福祉、環境等）に支障をきたしている。このため、加入率の向上に向けた取り組みを行う。

### 5. 地域学校協働活動の推進

令和3年度から地域学校協働本部を設置し「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動を推進する。

### 6. 移動手段の見直し

恵那市地域公共交通計画に基づき、地域の移動手段の見直しが予定されている。5月～12月の間で現バス路線の在り方等について検討する。

### 7. 地域課題への対応

岩村町内では伝統文化の保存、継承、大規模な太陽光発電事業などさまざまな課題があり、地域全体で情報共有を図り、課題解決に向けた対応を行う。

## 8. 市・県・国等への各種要望

令和3年度より岩村地域自治区運営協議会が中心となって、岩村町内におけるインフラ整備やまちづくり等に関する要望を集約し、市、県、国等に対して要望活動を行う。

## 9. ホットいわむらだよりの発行（毎月発行）

地域住民の皆様がまちづくりに関心を持ち参画できるよう、ホットいわむらだよりを毎月発行し、まちづくりに関する情報をわかりやすく伝える。

## 10. 各部会の事業計画（年間3回程度の会議を予定）

地域計画に基づく以下の施策の推進及び進行管理

### 【訪れたいまち部会】

- ①岩村城跡の保存と景観対策
- ②外国人の誘客対策
- ③新しい観光資源の活用・リピーター対策
- ④特産品の企画・開発
- ⑤空き家対策
- ⑥人材確保（育成）

【関連重点事項】・旧岩村振興事務所の活用

- ・いわむらランドデザインの見直し
- ・リニア中央新幹線開通を目指したまちづくり

### 【住み続けたいまち部会】

- ①空き家を出さない活用支援
- ②自治会の活性化
- ③交通手段の確保
- ④住みやすい環境の確保

【関連重点事項】・自治会加入率の向上

- ・太陽光発電事業
- ・移動手段の見直し

### 【笑顔あふれるまち部会】

- ①安心して遊べる・預けられる場所の確保
- ②子ども同士の交流（上下と横のつながりを創る）
- ③郷土を愛する心を育てる（地元を誇りを持つ）
- ④若者が結婚し地元に残るために
- ⑤子どもの笑顔でみんなも笑顔
- ⑥心と体の健幸

【関連重点事項】・地域学校協働活動の推進

- ・文化財・伝統文化の保存・活用・継承

令和3年度岩村地域自治区運営協議会予算書（案）

収入

(単位：円)

項目	本年度	前年度	比較	備考
1. 市交付金	1,604,000	1,520,000	84,000	岩村地域自治区活動交付金
2. 市補助金	2,763,000	2,213,000	550,000	恵那市地域のまちづくり活動補助金 2,500 三学のまちづくり支援事業補助金 163 地域防災組織活動補助金 100
3. 広告収入	60,000			ホットいわむらだより広告収入 6社×10,000円
4. 雑収入	686	1,000	▲ 314	預金利子等
5. 繰越金	6,314	0	6,314	前年度繰越金
合計	4,434,000	3,734,000	700,000	

支出

(単位：円)

項目	本年度	前年度	比較	備考
1. 人件費	652,000	652,000	0	
2. 需用費	580,000	706,000	▲ 126,000	ホットいわむらだより印刷費等
3. 役務費	100,000	120,000	▲ 20,000	インターネット手数料、切手代等
4. 使用料	13,000	13,000	0	印刷機再リース料
5. 備品購入費	0	0	0	
6. 負担金	20,000	30,000	▲ 10000	
7. 補助金	2,763,000	2,213,000	550,000	①～⑧の計
	500,000	500,000	0	①町並みの賑わい創出・地域活性化事業
	0	100,000	▲ 100,000	②いわむら（岩村城跡）景観対策事業
	500,000	450,000	50,000	③交流人口拡大・活性化事業
	100,000	100,000	0	④地域防災力の向上事業
	500,000	300,000	200,000	⑤体験プログラム「いわむら五っこ」提供事業
	500,000	380,000	120,000	⑥こども塾事業
	500,000	220,000	280,000	⑦歴史文化の伝承・保存事業
163,000	163,000	0	⑧三学のまちづくり支援事業	
8. 予備費	306,000	0	306,000	新型コロナ関連対策事業等
合計	4,434,000	3,734,000	700,000	

※会長の承認を得た場合は、科目間の流用を行う場合があります。

令和3年度岩村地域自治区運営協議会予算書（案）

（資源回収ステーション特別会計）

収入

（単位：円）

項目	本年度	前年度	比較	備考
1. 販売収入	360,000	0	360,000	4月～3月分
2. 市補助金	390,000	0	390,000	4月～3月分
合計	750,000	0	750,000	

支出

項目	本年度	前年度	比較	備考
分配金	300,000	0	300,000	小学校 4/10
分配金	300,000	0	300,000	中学校 4/10
分配金	150,000	0	150,000	地域自治区 2/10
合計	750,000	0	750,000	

## 空き家対策に関するがやがや会議の開催について

### 1. 目的

岩村町内では、人口減少等に伴い空き家が増加しています。令和2年度に各自治会長さんをお願いした空き家調査の結果では町内に200件以上の空き家があることが判明しました。空き家は有効に活用すれば地域の貴重な資源となり地域の活性化につながりますが、放置しておくと倒壊等の危険性が高まり社会問題になります。

そこで、町内の皆様と空き家問題を一緒に考え、自由に意見交換して、空き家対策を考えることを目的として開催します。

### 2. テーマ

空き家の活用について考える

### 3. 主催者

岩村地域自治区運営協議会

### 4. 開催日時

令和3年5月27日（木）19時30分～21時00分

### 5. 参加資格

どなたでも参加できます。

### 6. 申込方法

5月20日（木）までに電話、FAX、E-mailのいずれかの方法で申込ください。  
FAX、E-mailの場合は住所、氏名、電話番号、空き家がやがや会議参加希望を明記して下さい。

### 7. 申込先

岩村地域自治区運営協議会事務局（岩村振興事務所内）

〈電話〉0573-43-2111 〈FAX〉0573-43-0159

〈E-mail〉iwamurashin@city.ena.lg.jp

# 令和2年度空き家調査結果

地区名	空き家件数 (A)	世帯数 (B)	空き家率 A/(A+B)	備考
本町一丁目	19	20	48.7%	
本町二丁目	7	10	41.2%	
本町三丁目	2	24	7.7%	
本町四丁目	4	37	9.8%	
本町五丁目	3	29	9.4%	
柳町	11	42	20.8%	
新道	7	18	28.0%	
江戸町	11	43	20.4%	
新市場	4	80	4.8%	
日の出町	3	29	9.4%	
日の出三丁目	4	17	19.0%	
殿町	7	34	17.1%	
西町一丁目	1	23	4.2%	
西町二丁目	10	30	25.0%	
新町一丁目	9	27	25.0%	
新町二丁目	9	28	24.3%	
石畑	9	93	8.8%	
大根洞	5	71	6.6%	
朝日町	0	7	0.0%	

地区名	空き家件数 (A)	世帯数 (B)	空き家率 A/B	備考
一色	4	48	7.7%	
緑ヶ丘	18	45	28.6%	
領家	2	63	3.1%	
大通寺	17	58	22.7%	
山上	7	98	6.7%	
一区	3	48	5.9%	
二区	5	28	15.2%	
三区	4	169	2.3%	
四区	3	84	3.4%	
旭ヶ丘	0	18	0.0%	
上平	0	49	0.0%	
五区	9	104	8.0%	
六区	2	57	3.4%	
七区	4	59	6.3%	
八区	2	59	3.3%	
合計	205	1649	11.06%	

自治会未加入

154

※本調査は、令和2年12月に自治会長にお願いして行った調査結果。

## えなで暮らそう奨励金



恵那市内で建物と土地を  
取得した場合の費用を

**最大 60万円 補助**

建物・土地の取得費用の10分の1を補助

基本上限 **30万円**

### 主な対象要件

- ①R3.4.1～R8.3.31の間に住宅を取得(登記)
- ②住宅取得者の満年齢が50歳未満

※取得費用が100万円以上のものに限られます  
※中古住宅や分譲マンションの取得も対象となります  
※2親等以内の親族と同居する場合は増改築工事も対象となる場合があります

子育て加算

+

Uターン  
移住  
加算

18歳以下の子どもと同居で

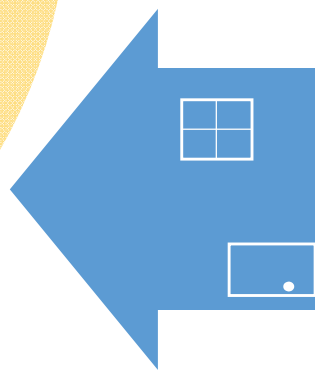
上限に **20万円加算**

市外からUターンや移住すると

上限に **10万円加算**

※加算されるのは、奨励金の上限額であり、加算額が無条件で支給されるものではありません

詳しい対象要件やご不明な点がございましたら  
恵那市役所 移住定住推進室 までお問い合わせください  
TEL:0573-26-2111 内線338





## 新型コロナウイルスワクチンの接種について

### 所管課 新型コロナウイルスワクチン接種推進室

#### 1. 新型コロナウイルスワクチン接種実施計画

##### (1) 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、市民の生命及び健康を守るため総力を挙げてその対策に取り組み、併せて社会経済活動との両立を図っていく。

##### (2) 接種対象者（全市民70%想定）

高齢者 11,972人、高齢者以外の者 18,205人

##### (3) 接種体制

個別接種、集団接種の併用

##### (4) 予約方法

電話（コールセンター）、市ウェブサイト（簡単に予約可能）

##### (5) 情報提供

問合せ窓口（コールセンター）、SNS等（きめ細やかにお知らせする）

#### 2. 高齢者のワクチン接種

##### (1) 個別接種医療機関 26機関

##### (2) 集団接種施設 9施設

恵那市市民会館、三郷小学校、武並コミュニティセンター、恵那北中学校、中野方コミュニティセンター、岩村コミュニティセンター、岩邑小学校、山岡農村環境改善センター、明智小学校

##### (3) 接種券の発送

令和3年5月7日から（90歳以上から5歳区切りに年齢下位へ順次発送）

##### (4) 予約受付開始

①日にち 令和3年5月10日

②予約方法 市ウェブサイト、コールセンター、FAX（聴覚障がいのある方）

##### (5) 接種開始日 令和3年5月30日（日曜日）

#### 3. 集団接種訓練（令和3年4月17日実施）

##### (1) 医師からの意見

- ・血管迷走神経反射の方の接種場所は、通常の接種場所とは別の場所でベッドを配置して安静な体位で接種した方が良い。
- ・スタッフの感染防止のため、被接種者と近距離で対応する場合は、フェイスシールドを着用した方が良い。